

ふれあい広場利用規約

(規約の適用)

第1条 ふれあい広場とは、太田市ふれあい農園条例第3条第3号に定める施設をいう。

(目的)

第2条 この規約は、利用者同士が協力し、美しいふれあい広場の保全を保ち、適切な利用を目的とする。

(利用者の資格)

第3条 利用者は、次の条件を満たす者とする。

- (1) ふれあい広場利用規約を遵守できる者。
- (2) 18歳未満のみのキャンプ利用は禁ずる。

(利用の申し込み)

第4条 利用希望者は、所定の利用申請書(様式第2号第3条関係)に必要事項を記入の上、申し込むものとする。

- 2 申し込みはふれあい農園へ直接持参するものとする。
- 3 仮予約は受け付けないものとする。
- 4 予約は前月の1日から先着順とする。
- 5 当日に空きがある場合は当日予約を可能とする。
- 6 申請書1枚につき、1区画のみ申請を可能とする。
- 7 本人確認できる物の提示をする。

(利用期間)

第5条 利用期間は年中無休とする。但し、年末年始は除く。なお利用申請を必要とするものは、管理棟の休所日(月曜日、祝日等の場合はその翌日)は利用できないものとする。

- 2 市長が特に必要と認める時は、前項の利用期間を変更することができる。

(利用料金)

第6条 1日あたりの利用料は次の表のとおりとする。

区分	市内在住	市外在住
大人	無 料	200円
小人	無 料	100円
幼児	無 料	無 料

※1泊2日の場合は2日分の料金を徴収する。

- 2 利用料は利用当日に管理棟にて支払うものとする。
- 3 支払われた金額は返金しないものとする。

(利用時間)

第7条 利用時間は次の表のとおりとする。

区分	利用時間
キャンプ	利用開始日の午前11時から利用終了日の午前10時30分まで
バーベキュー その他	当日午前11時から当日の午後4時まで

2 市長が特に必要と認める時は、前項の利用時間を変更することができる。

(ふれあい広場の利用と環境保全)

第8条 ふれあい広場の利用者は、次の事を守らなければならない。

- (1) 秩序を維持し、施設等を損傷しないこと。
- (2) 他人に迷惑または危害を及ぼす恐れのある行動はしないこと。
- (3) 許可を受けないで物品の展示、販売または印刷物の掲示をしないこと。
- (4) 火災、盗難その他災害の防止に最善を尽くすこと。
- (5) 良好な環境を保全するため、騒音や悪臭、振動の防止に努めること。
- (6) その他の管理上に必要なことは施設管理者の指示に従うこと。

(利用および許可の取り消し)

第9条 利用者が利用許可後において不適切な行動を取った場合、許可を一方的に取り消せるものとする。

2 豪雨、暴風、台風等によって自然災害が起こりうる場合は施設管理者で一方的に利用および許可を取り消せるものとする。

(災害の補償)

第10条 施設管理者は、利用者が受けたいかなる災害に対してもその責を負わない。

(損害の賠償)

第11条 利用者が施設および他の利用者に損害を与えた場合、利用者の責任において補修し、施設管理者の同意を受けなければならない。